

## 木酢液を有機栽培に使用する場合の注意点

2000年認証委員会確認

木酢液は肥料及び土壌改良剤のひとつとして広く使用されるようになってきました。これを有機農産物に使用する場合は、以下の点に注意が必要です。使用にあたっては、下記のことを確認できる資料を整えた上で、適切な使用を心がける必要があります。籾酢、竹酢なども、これに準じてください。

以下は、2000年より審査基準として本会が運用しているものです。

### 、木酢液の基準

- 1、堆肥の原料として使用あるいは堆肥の原料の改善に使用、土壌灌注、土壌面への散布などの方法により使用する場合

原料木材が天然のものであり、化学合成物質などにより汚染されたものでないこと  
ベンツピレン、タール分など有害物質を除去する静置、ろ過などの工程が適切にとられていること。

- 2、葉面散布で利用する場合

上記 および に加え、有害成分が適切に除去されたことが成分表などにより確認できること。

- 3、病虫害防除の目的で、有機農産物に使用することはできません。(2001年に追加確認した事項)

### 、必要な資料

以上の基準にもとづいて判断する場合、原料と製造工程の資料が必要となります。